

## 沖縄県こどもの権利条例（仮称）骨子（案）に関する県民意見募集結果

No	項目	骨子案	意見内容（概要）	ご意見に対する県の考え方	
1	題名	沖縄県こどもの権利条例	「こども」の表記について、選挙権の有無と言う点で社会参加に差のある18歳未満に焦点をあてつつも、「こども基本法」のように18歳以上も含められる意味合いで「子どもの権利条例」にしてはどうか	この条例では、こども基本法の趣旨を踏まえ、「こども」を心身の発達の過程にある者と定義していくため、「こども」表記を用いることとしています。	
2	前文	-	県内高校生の自死事案に関する提言内容等、条例制定の背景を示せないか。前文で背景を示すことで、条例制定の必要性が伝わりやすい	この条例の制定にあたり、こどもの意見聴取のため、配慮が必要なこどもを含む県内小中高校生等及びこども・若者モニターへのアンケートを実施いたしました。 当該聴取結果を踏まえ、大学生ファシリテーターを中心に高校生と行ったワークショップでの意見をもとに条例の前文等にこども達の意見を反映させる取組を実施しました。	
3			子どもの権利条約にもあるように背景を含めた条例制定の前文が必要		
4			前文などに、県内の状況に対する県や子どもたちの考え、戦争体験ゆえの平和への強い願いなど、沖縄県らしさを入れてはどうか。また、条例の制定に、子どもたちが参加する機会を作ってほしい。		
5			沖縄戦や戦後、子どもの声や意思が尊重されてこなかった歴史への反省に立ち、子どもを権利の主体として尊重する理念を条例の前文に明記することは、県民への趣旨周知と今後の施策の指針とする上でも重要である。		
6	目的	-	条例の導入の部分で、条例を定めなければならない理由やその背景を記すことで、こどもの権利に関する全体像がより見えやすくなり、条例の目的も理解しやすくなる。	この条例では、前文等において、理念や背景、本県が目指すべき社会等を明確にし、社会全体でこどもの権利が守られる社会をつくるための取組を推進していくことを示し、目的に条例の制定趣旨を規定してまいります。	
7			この条例は、こども基本法の理念にのっとり、すべてのこどもが権利の主体とし	以下の文章には「全て」と記載されていますが、こどもにも読みやすいように「すべて」に統一してはどうか。	この条例では、こども基本法の表記に倣い、「全て」に統一してまいります。こどもたちにも分かりやすい周知啓発に努めてまいります。
8			この条例は、こども基本法の理念にのっとり、すべてのこどもが権利の主体として尊重されることに関し基本理念を定め、	こどもの権利という場合に何を指すのかを明確にする必要があり、そのため子どもの権利条約に則ることをここに明記すべき。	こども基本法は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、この条例はこども基本法の趣旨を踏まえ、制定するものです。 また、この条例では、児童の権利に関する条例のいわゆる4つの一般原則の趣旨を踏まえ、基本理念を規定してまいります。
9	定義	定義（別添資料）「こども」の定義を従来の「概ね18歳未満」から、こども基本法における「心と身体の発達の過程にある人」とする。	高校生の自死事案という背景から、主な対象を18歳未満（表記は「子ども」と明確に定義しつつ、想定外の年齢層（30～40代等）からの相談対応による形骸化を防ぐため、「18歳未満およびそれに準じる者」といった限定的な年齢表現を盛り込んでどうか。	こどもの定義については、こども基本法の理念に基づく「こども（心と身体の発達の過程にある人）」とし、幅広く相談を受け付け、権利の救済につなげたいと考えております。	

## 沖縄県こどもの権利条例（仮称）骨子（案）に関する県民意見募集結果

No	項目	骨子案	意見内容（概要）	ご意見に対する県の考え方
10	基本 理念	基本理念	基本理念に「本条例は、日本国憲法、こどもの権利条約および、こども基本法の理念に基づいて制定する」という旨の内容を付け加えてはどうか。	こども基本法は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、この条例はこども基本法の趣旨を踏まえ、制定するものです。 また、この条例では、児童の権利に関する条例のいわゆる4つの一般原則の趣旨を踏まえ、基本理念を規定してまいります。
11		基本理念	こどもを権利の主体として尊重し、自らの意見を表明し、社会に主体的に関わる存在であるという位置づけを、基本理念として明確に含めるべきである。	目的、基本理念等において、こどもが権利の主体として尊重されること、意見を表明する機会等が確保されること等を定め、取組を推進してまいります。
12		愛され保護されること	愛するかどうかは各々が決めることだと考えるため、「尊重され保護されること」に変更してはどうか。	こどもの権利を尊重しなければならないという認識の下に、県、市町村、県民等が、相互に連携協力し、こどもまんなか社会の実現を推進してまいります。
13		-	理念の抽象化や権利救済の際の基準不足を防ぐため、県内の子どもも参加して、沖縄県として保障すべき具体的な子どもの権利（権利カタログ）を理念のあとに明記してはどうか	この条例は、児童の権利に関する条約のいわゆる4つの一般原則の趣旨を踏まえ、子どもは権利をもつ主体であるという考え方に基づく同条約の定める様々な権利に共通する基本的な考え方を示し、社会全体でこどもの権利擁護を図ることとしております。
14	県の 責務	県の責務	県の責務として、県民に対し、こどもの権利について理解を深めてもらうための教育・啓発活動及び広報活動を追加すべきである。	県は、基本理念に関する県民の理解を深めるため、必要な広報その他啓発活動を行うこととしています。
15		連携し、および協力する	「連携」や「協力」といった抽象的な表現にとどめず、条例の実効性を高めるために、関係機関の役割分担、情報共有や共同対応の方法を具体的に明記すべきである。	関係機関の具体的な役割分担や対応については、沖縄県こども・若者計画にも定めているところであり、社会全体でこども施策を推進してまいります。
16	学校関係者の責務	学校関係者等の責務	こどもの権利への正しい理解を促すため、学校が権利教育の場を提供し、こども自身が自己の権利を知ることによって他者を尊重し、こどもと大人が互いに認め合える関係性を築くための学びを支援すべきである。	沖縄県こども・若者計画では、学校における人権教育の推進に取り組むこととしており、本条例においても、こどもが安心して学び、かつ、育つことができる環境の整備について努めることを規定してまいります。
17	事業者の責務	事業者は、基本理念にのっとり、（中略）取組を行うよう努めなければならない。	①雇用されているこども②雇用されている保護者等③社会づくりの3つが一つの文になってわかりにくいと、修正してはどうか。	事業者の責務について、項目を分けて規定してまいります。

## 沖縄県こどもの権利条例（仮称）骨子（案）に関する県民意見募集結果

No	項目	骨子案	意見内容（概要）	ご意見に対する県の考え方
18	県の施策の基本となる事項	県の施策の基本となる事項	制定後も子どもを含む関係者が継続的に意見を述べ、条例の運用状況を確認したり、見直したりする仕組みを明記してはどうか。	沖縄県子ども・若者計画において、子ども施策を推進するため、毎年度施策の点検評価を行い、子ども・若者の意見を踏まえつつ、必要な見直しを行うこととしております。
19		様々な状況にあつて声を聴かれない子どもへの配慮	骨子案の「声を聴かれない子どもへの配慮」を評価しつつも、障害等で言語表現が難しい子どもの意見表明を実質的に保障するため、行動・表情・身振りの読み取りや支援の工夫といった「合理的配慮」を条例内にもう一步具体的に位置づけて欲しい。	条文において、様々な状況にあつて意見を表明することが困難な子どもへ配慮することを定めることとしており、より具体的な取組として、沖縄県子ども・若者計画において、障害児や医療的ケア児、社会的養護の下にある子ども等への支援等を定め、全ての子どもが意見を表明しやすい環境づくりを推進しております。
20	その他	-	障害者差別解消法等で行政や学校に義務付けられている「合理的配慮」が、骨子案では努力義務等にとどまっているため、障害のある子どもの権利や機会を実質的に保障し、現場の対応のばらつきを防ぐ観点から、条例上でも明確に「義務」と位置づけることが重要。	
21	沖縄県こどもの権利擁護委員会（仮称）	沖縄県こどもの権利擁護委員会（仮称）	この権利擁護委員会については、組織イメージ案にもあるが、個人の救済に機能の焦点があてられているが、本条例を形として表す機関として、発意や啓発も含めた任務を貸すことが適切と考える。	委員会は、知事からの求めによる調査のほか、子どもの権利の侵害等が現に認められ、又はその疑いがあると認めるときは、知事へ報告の上、調査を行うことができることを規定してまいります。また、県は、基本理念に関する県民の理解を深めるため、必要な広報その他啓発活動を行うこととしております。
22		県は、「沖縄県こどもの権利擁護委員会（仮称）」を設置し、当該委員会は、知事の諮問に応じてこどもの権利侵害に関する事項を調査審議する。	県の設置する「沖縄県子どもの権利擁護委員会」の目的を定義すべき。	この条例は、全てのこどもの権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、制定することとしております。同委員会につきましても、条例の目的に沿って、こどもの権利の侵害に関する事項を調査審議するために設置するものであります。
23		委員会の委員は、こどもの権利に関し優れた識見を有する者等で5人以内で組織する。	この委員会の職務について、この条例内で明示しておくべき。また、将来の子どもの権利侵害を予防する目的から、発意からの調査、調整、勧告、要請ができるようにしておくことが肝要。	委員会は、こどもの権利の擁護に関する施策の推進に関する重要な事項を審議するとともに、こどもの権利の侵害に関する事項を調査審議することを規定してまいります。 また、こどもの権利の侵害が現に認められる場合等に調査を行えることや、知事に対し、こどもの権利の侵害等をしたと認められる者に必要な措置をとるよう勧告することを求めることができる等を規定してまいります。

## 沖縄県こどもの権利条例（仮称）骨子（案）に関する県民意見募集結果

No	項目	骨子案	意見内容（概要）	ご意見に対する県の考え方
24	沖縄県 こども の権利 擁護委 員会 (仮称)	こどもの権利侵害の救済	知事に対し救済を申し立て、知事が委員会に調査を求めるという形になっているが、知事を介さずこの委員会が判断し調査等を実施できるようにしたほうが良い。	こどもの権利擁護委員会を実効性のある機関とするため、独立性の担保は重要であると認識しております。 こども等からの調査の求め先は知事となりますが、調査の求めのあった事項は選別することなく、すべて、委員会に対して、知事から調査・調整を求めるとを想定しております。
25		委員会は、調査等の結果について、知事に速やかに報告するものとする。	どれぐらいの相談があるのか等も含めた活動内容についての報告書を作成、公開し、それを知事に報告する形が良いと思われる。	委員会の活動について公表することは、類似事案の発生抑止及び早期発見を促すためにも重要と認識しており、知事は、毎年度、委員会から報告等を取りまとめ、その概要を公表することを規定してまいります。
26		委員会は、ウ及びエの規定により権利侵害に関する事案について調査の結果に基づき、必要があると認められた時は、知事に対し、次に掲げる事項について意見を述べるることができる。	知事に対し意見を述べるのではなく、直接関係機関に要請等ができるようにした方が良い。また、委員会がどのような内容を誰に要請しているのかについても、透明性をもって公表したほうがよい。	委員会は、当該こどもの権利の侵害等をしたと認められる者が必要な措置をとるよう勧告することを知事に対して求めることができること、知事は、これを受け、こどもの権利の侵害等をしたと認められる者に対して、必要な措置をとるよう勧告することができることを規定してまいります。 また、知事は、毎年度、委員会から報告等を取りまとめ、その概要を公表することを規定してまいります。
27	その他	-	条例案を作成するにあたり、当事者であるこどもの参加が不可欠であるという点を特に重視すべき。	条例の制定にあたり、こども向けアンケートの実施し、大学生ファシリテーターを活用して、条例の前文等にこども達の意見を反映させる取組を実施しております。
28		-	条例を制定して終わりにせず、社会環境の変化や運用上の課題に対応し続けさせるため、施行後の状況を定期的に検証・改善する見直し条項を設けることが必要。	条例の改正については、社会状況の変化等、必要に応じて対応してまいります。
29		-	条例を形式的な制度整備に終わらせないため、理念の明文化にとどまらず、オンブズマン（権利救済）を担う人材の育成・研修体制、専門性の確保や継承の仕組みを附則や関連計画等に明記し、持続可能な制度設計を行うべきである。	県では、こども・若者の意見表明の機会充実を図るための環境整備と機運醸成に取り組んでおり、それを支える人材育成についても必要性を認識し、沖縄県こども・若者計画において、こども施策を推進するために必要な事項として位置づけております。